

(農林水産委員会)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九四号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができるとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができる旨の規定を削除することとする。

二、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化することとする。